

(2) 譲与税の推移

年 度	S29	S30	S31	S32	S35	S36	S39
地方道路譲与税（揮発油譲与税）	揮発油譲与税 （29年度限り） 揮発油税収入額の3分の1 79億円のうち48億円を道路整備5か年計画の都道府県道の面積で、31億円を国道及び5か年計画以外の都道府県道の面積であん分して5月、8月、11月に都道府県及び指定市に対して譲与する。	30年8月1日施行 地方道路税創設 税率 揮発油1kℓにつき2,000円 地方道路譲与税創設 地方道路税収入額（7月31日以前については、揮発油税13,000円の13分の4を地方道路税とみなす）を地方道路譲与税として、国道及び都道府県道（幅員2.5m未満のもの、有料道路を除く）の面積（幅員による種別、自動車一台当たりの道路の延長等により補正）にあん分して8月、12月、3月に都道府県及び指定市に対して譲与する。		32年4月6日施行 税率 3,500円	* あん分は、収入額の2分の1を道路の延長で、他の2分の1を面積ですることとされた。	36年4月1日施行 税率 4,000円	39年4月1日施行 税率 4,400円
入場譲与税	入場税の国税移管（29年5月18日）に伴い創設 入場税収入額の10分の9相当額を都道府県の人口にあん分して7月、10月、1月、3月に都道府県に対して譲与する。		* 譲与税の総額は入場税収入額の全額とされた。				36年度限りで廃止

年 度	S40	S44	S49	S51	S54	S58	S59	S60	S63
地方道路譲与税		地方道路税 税率 揮発油1 k lにつき 4,400円 地方道路譲与税 * 地方道路税収入額の2分の1を道路（石油ガス譲与税における道路と同じ）の延長で、他の2分の1を面積であん分して8月、1月3月に都道府県及び指定市に対して譲与する。 * 延長は人口で、面積は道路の種別と人口で補正した数値とする。	* 租税特別措置法により、49年4月1日から51年6月30日まで5,300円	51年7月1日から53年3月31日まで6,600円 * 都道府県及び指定市に対する譲与額は5分の4とされた。 * 他の5分の1は市町村に対して譲与することとされた。	54年6月1日から58年3月31日まで8,200円 * 都道府県及び指定市に対する譲与額は100分の64、指定市を除く市町村に対しては100分の36をそれぞれ譲与することとされた。	58年4月1日から60年3月31日まで8,200円	* 譲与時期を6月、11月、3月に改正	60年4月1日から63年3月31日まで8,200円	63年4月1日から平成5年3月31日まで8,200円
石油ガス譲与税	41年2月1日施行 石油ガス税創設 税率 石油ガス1 k g につき 17円50銭 （ただし、41年12月31日までは5円、41年1月1日から44年12月31日までは10円とする） 石油ガス譲与税創設 石油ガス税収入額の2分の1相当額の2分の1を一般国道及び都道府県道（幅員2.5m未満のもの、有料道路を除く）の延長で、他の2分の1を面積であん分して8月12月、3月に都道府県及び指定市に対して譲与する。						* 譲与時期を6月、11月、3月に改正		
航空譲与機燃料税		航空機燃料税 航空機燃料1 k lにつき26,000円 航空機燃料譲与税 * 従来まで交付対象が市町村だったものが、都道府県にも交付されることとなった。			54年4月1日から 交付割合 空港関係都道府県 5分の1 空港関係市町村 5分の4		* 譲与時期を9月と3月に改正		

年 度	H1	H5	H6	H9	H15
地方道路譲与税		地方道路税の税率 5年12月1日から 10年3月31日まで 揮発油1kℓにつき 5,200円 *都道府県及び指定市に 対しては100分の62、指 定市を除く市町村に対し では100分の38をそれぞ れ譲与されることとな った（5年度限り）。	都道府県及び 指定市に対し ては100分の43、 指定市を除く 市町村に対して は100分の57を それぞれ譲与 されることと なった。		都道府県及び指定 市に対しては、100分 の58、指定市を除く 市町村に対しては100 分の42をそれぞれ譲 与されることとなっ た。
石油ガス譲与税					
航空機燃料 譲与税					
消費譲与税	平成元年4月1日施行 消費税創設 税率 課税資産の譲渡等の対価の額の3% 消費譲与税創設 消費税収入額の5分の1に相当する額の11分の6を 都道府県に、11分の5を市町村に譲与する。 都道府県の場合は、その4分の1を人口で、4分の3を 従業者数であん分し、7月、10月、1月、3月に 譲与する。			地方消費税の創設に伴い 平成9年4月1日廃止	

年 度	H16	H17	H18	H19	H20
地方道路譲与税					
石油ガス譲与税					
航空機燃料譲与税					
所得譲与税	平成16年4月1日施行 所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額（16年度にあつては4,249億円）の各2分の1ずつを県及び市町村に対し、各々の人口で按分して9月、3月に譲与する。	所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額（17年度にあつては1兆1,159億円）の各2分の1ずつを県及び市町村に対し、各々の人口で按分して9月、3月に譲与する。	所得税から個人住民税への税源移譲の実施に伴い廃止された。（平成19年4月1日施行）		地方法人特別譲与税創設平成20年10月1日施行 各都道府県に対し、地方法人特別譲与税基本額の2分の1に相当する額を各都道府県の人口により、残りの2分の1に相当する額を各都道府県の従業者数により按分した額の合算額を5月、8月、11月、2月に譲与（平成21年度から譲与）する。

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
（地方道路譲与税） 地方揮発油譲与税	地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、使途制限を廃止した。										
石油ガス譲与税	使途制限を廃止した。										
航空機燃料譲与税			平成23年度から平成25年度の間、譲与割合を9分の2に引き上げた（通常は13分の2）。		着陸料割の譲与割合を3分の1から2分の1へ、騒音世帯数割の譲与割合を3分の2から2分の1へ変更した。	譲与割合の特例措置（2/13→2/9）の3年間延長（平成26年度から平成28年度）。			譲与割合の特例措置（2/13→2/9）の3年間延長（平成29年度から令和元年度）。		
地方法人特別譲与税						法人事業税へ3分の1相当を還元した。（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）					特別法人事業譲与税の創設に伴い、令和2年2月譲与分をもって廃止。
森林環境譲与税											森林環境譲与税創設 森林環境譲与税の10分の9に相当する額は市町村に対し、残りの10分の1に相当する額は都道府県に対し、それぞれ10分の5は私有林人工林の面積により、10分の2を林業就業者数により、10分の3を人口により按分した額を9月、3月に譲与する。
自動車重量譲与税											自動車重量譲与税創設 自動車重量譲与税の422分の407に相当する額を市町村に対し、その2分の1の額を各市町村が管理する市町村道の延長により、2分の1の額を同じく市町村道の面積により按分し譲与、残りの422分の15に相当する額は都道府県に対して、自動車税を課した自家用の乗用車の台数により按分した額を6月、11月、3月に譲与する。

年 度	R2	R3	R4	R5
（地方揮発油譲与税 地方道路譲与税）				
石油ガス譲与税				
航空機燃料 譲与税	譲与割合の特例措置（2/13→2/9）の2年間延長 （令和2年度から令和3年度）	譲与割合を4/9に引上げ（R3に限る）	譲与割合（4/13）に係る特例措置を1年延長	
特別法人事業譲与税	特別法人事業譲与税創設（令和2年度譲与開始） 特別法人事業税収入額の全額を都道府県に対し、 人口で按分して5月、8月、11月、2月に譲与する。			
森林環境譲与税				
自動車重量譲与税				